

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第十五条 法第六条第七項において準用する信託法第九十条第二項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、同号の電磁的記録（法第十七条第十項に規定する電磁的記録をいう。以下この章から第四章までにおいて同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>（電子署名）</p> <p>第四百四条 「略」</p> <p>2 前項に規定する電子署名とは、電磁的記録（法第六十六条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下この節において同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>（投資法人設立に係る届出の受理）</p> <p>第九十九条 財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）は、投資法人設立届出書を受理したときは、投資法人設立届出</p>	<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第十五条 法第六条第七項において準用する信託法第九十条第二項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、同号の電磁的記録（法第十七条第十項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>（電子署名）</p> <p>第四百四条 「同上」</p> <p>2 前項に規定する電子署名とは、電磁的記録（法第六十六条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>（投資法人設立に係る届出の受理）</p> <p>第九十九条 財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）は、投資法人設立届出書を受理したときは、投資法人設立届出</p>

書の副本及び規約各一通（規約が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面一通）に受理番号を記入した上で、当該副本及び規約を届出者に還付しなければならない。

（事故の確認を要しない場合）

第二百三十七条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇七 略〕

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合

〔イ・ロ 略〕

ハ ロの支払が事故（法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項に規定する事故をいう。以下この条から第二百三十九条までにおいて同じ。）による損失の全部又は一部を補填するために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面又は電磁的記録（金融商品取引法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）が特定設立企画人等に交付され、又は提供されていること。

〔九・十 略〕

〔2・3 略〕

書の副本及び規約各一通（規約が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面一通）に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び規約を届出者に還付しなければならない。

（事故の確認を要しない場合）

第二百三十七条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

〔イ・ロ 同上〕

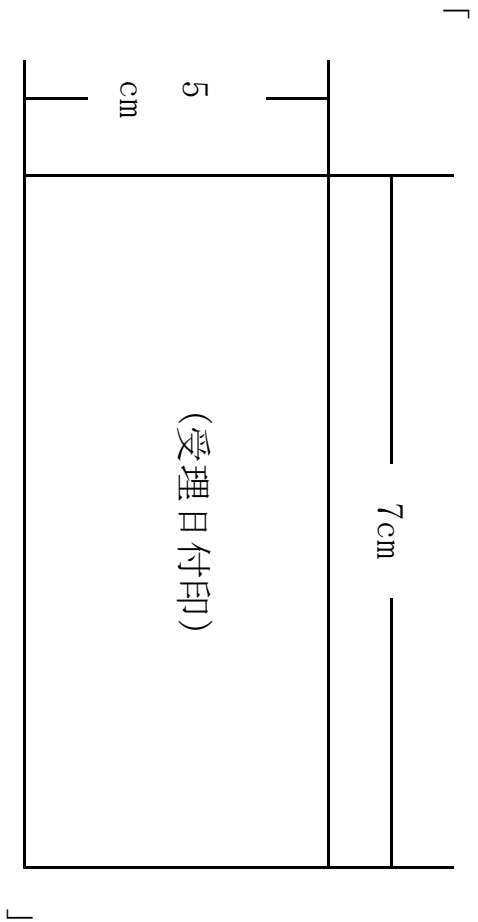
ハ ロの支払が事故（法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項に規定する事故をいう。以下この条から第二百三十九条までにおいて同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が特定設立企画人等に交付されていること。

〔九・十 同上〕


〔2・3 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

別紙様式第二号中



を削る。

別紙様式第十四号及び別紙様式第十五号中「」を削る。